（四十四）	
テトラクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	
（略）	
一・二　（略）	
三　テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	
四　頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	
五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
六　尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定	
七　（略）	
八　尿中の潜血検査	

（四十五）	
トリクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	
六月	
一　業務の経歴の調査	
二　作業条件の簡易な調査	
三　トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	
四　頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	
五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
六　尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定	
七　血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査	
八　医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	

（三十五）	
次の物を製造し、又は取り扱う業務	
一　テトラクロロエチレン	
二　トリクロロエチレン	
三　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	
（略）	
一・二　（略）	
三　テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	
四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	
（新設）	
五　尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定	
六　（略）	
（新設）	

（新設）